

業務及び財産の状況に関する説明書類

第43期

〔 2023年7月 1日から
2024年6月30日まで 〕

提出日 2024年8月26日

監査法人名 アーク有限責任監査法人

所在地 東京都新宿区西新宿 1-23-3

代表者 三 浦 昭 彦

目次

一. 業務の概況.....	1
1. 監査法人の目的及び沿革	1
(1) 監査法人の目的	1
(2) 監査法人の沿革	1
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別.....	1
3. 業務の内容.....	1
(1) 業務概要	1
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	1
(3) 監査証明業務の状況	1
(4) 非監査証明業務の状況.....	2
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況.....	2
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	2
(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置	2
(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不調な影響を及ぼすことを排除するための措置.....	5
(4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月.....	5
(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認	5
5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 13 に規定する業務を公認会計士と共同で行うことを含む。）に関する事項	5
(1) 当該業務の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称.....	5
(2) 当該業務上の提携を開始した年月.....	5
(3) 当該業務上の提携の内容.....	6
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項	6
(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	6
(2) 当該業務上の提携を開始した年月.....	6
(3) 当該業務上の提携の内容	6
(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取り決めの概要	6
二. 社員の概況.....	7
1. 社員の数	7
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	7
三. 事務所の概況.....	7
四. 監査法人の組織の概要.....	9

五. 財産の概況.....	10
1. 売上高の総額	10
2. 直近の二会計年度の計算書類	10
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書	10
4. 供託金等の額	10
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	10
六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称	11

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製又は財務に関する調査、立案もしくは相談の業務

(2) 監査法人の沿革

1975年4月 1日	文京区本郷に聖橋監査法人を設立。
1975年4月 1日	大阪市東区に近畿第一監査法人を設立。
1982年8月 17日	中央区八重洲に明治監査法人を設立。
2004年3月 3日	新宿区西新宿にアーク監査法人を設立。
2016年1月 4日	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更。
2016年7月 1日	聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併。
2019年7月 1日	有限責任監査法人に移行し、法人名称を明治アーク監査法人からアーク有限責任監査法人に変更。
2020年7月 1日	近畿第一監査法人と合併。現在に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当社は、公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当期の監査証明業務は、前年度に比して金商法・会社法監査が5社増加、会社法監査が1社減少、その他の法定監査が1社増加いたしました。なお、その他の任意監査は2社減少いたしました。この結果、監査対象会社等の数は113社となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年6月30日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	58社	58社
② 金商法監査	1社	1社
③ 会社法監査	25社	2社
④ 学校法人監査	5社	1社
⑤ 労働組合監査	7社	1社
⑥ その他の法定監査	5社	2社
⑦ その他の任意監査	13社	1社
計	113社	62社

(4) 非監査証明業務の状況

当社が実施した非監査業務は、非監査会社に対する財務調査アドバイザー業務ほかであります。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当社は、投資家保護の目的による適正な財務開示を担保するために、社会的要求に応えるべく、適正な監査を実施することを基本方針としております。

② 経営管理に関する措置

経営管理は理事会で行われております。当社の経営管理体制で不適切な行動が見受けられ、また法令遵守の監視制度が適切に行われていないと認められた場合には、通報制度に則って顧問弁護士に連絡されることになっております。

③ 法令遵守に関する措置

監査業務を行うに当たって、法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、被監査会社に書面で通知することとし、通知日から一定期間経過後なお是正が図られず財務書類の適正性確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合であり、かつ、重大な影響を防止する必要があるときは、当該事項に関する意見を当局に申し出ることとしております。

また、法令違反等事実が判明した場合は、遅滞なく理事会等により検討することとしております。

④ その他

理事会メンバーによる業務執行が適切であるかどうかを監視する組織として、監事会を設置しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

A) 監査サポート部の品質管理グループは、各監査業務のすべての局面を通じて、各監査チームのメンバーが当社の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するように注意を払っています。

B) 監査サポート部の品質管理グループが監査業務に関して独立性に違反する状況を識別した場合には、理事会を通じて、品質管理担当理事が当該監査業務の責任者及び独立性に違反している当該監査チームメンバーに伝達することになっております。

C) 監査チームは、職業倫理に関する規定の遵守に関して識別された問題及びその問題の解決方法を監査調書に記載することとしています。

D) 当社は、インサイダー取引のないことの確認の宣誓書を社員及び職員全員（非常勤の者を含む。）から入手するとともに、クライアントの株式等及びクライアント関連以外の上場株式等の保有並びに取引を禁止しています。クライアント及びその

関係会社以外の有価証券の残高がある場合には、取引の内容及び残高の明細を添付の上、監査サポート部の品質管理グループに保有許可申請をすることとしています。

- E) 当社は、社員及び職員全員（非常勤の者を含む。）から、独立性のチェックリストを年に一度7月に入手しており、各監査チームにおいては監査対象期間を通じて独立性の保持の確認を実施しています。
- F) 当社は、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、以下の方針及び手続を定めています。

- i. 監査業務を継続的に実施できる期間は、原則として指定有限責任社員のうち上位者は5会計期間とし、その後5会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができません。

また、指定有限責任社員が2名以上の場合における上位者以外の指定有限責任社員は、監査業務を継続して実施できる期間は7会計期間とし、その後2会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができないものとしています。

- ii. 監査業務に関する審査員は、その審査業務が継続的に実施できる期間は5会計期間とし、その後5会計期間は、同監査業務の指定有限責任社員又は審査員になることができないこととしています。

- G) 報酬依存度については、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準を15%としています。

なお、2年連続して報酬依存度が15%を超える場合には、2年目の監査意見を表明する前に、当社の構成員ではない公認会計士による監査業務に係る審査と同様のレビュー（監査意見表明前のレビュー）を受けるというセーフガードを適用することとしています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

- A) 監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準報告書 210「監査業務の契約条件の合意」に準拠するものとしています。新規契約の前提としては、「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する規程」及び「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する運営マニュアル」に従って、利害関係の有無の調査とともに企業及び経営者等の姿勢及び方針の理解、業務内容、契約条件及び業務リスク（不正リスクを含む。）等を検討することを前提として、受嘱審議委員会の承認のもとに行われます。

- B) 監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等には、監査契約先の経営者の誠実性や当社が関連する職業倫理に関する規定を遵守することができるかが含まれています。

新規契約において、業務リスク（不正リスクを含む。）等の問題点が識別された場合は、受嘱審議委員会において評価しますが、原則として受嘱してはならないこととしています。

C) 監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めています。

- i. 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価します。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれています。
- ii. 新規の締結時及び更新時はそのリスクの程度に応じて、監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検証します。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

A) 当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。また、社員登用に関しては、社員登用規程に従って、最低2名以上の社員の推薦状を必要としております。推薦状では、公認会計士としての経験年数及び推薦理由が記載され、理事会の決議及び社員会の承認を経て登用されます。

B) 当社は、専門要員の能力を維持・向上するために、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行っております。

教育・訓練に関する研修計画は、研修担当理事が研修委員会の立案により理事会に上程し、審議を経てこれを実施しています。

なお、公認会計士については、日本公認会計士協会の実施する継続的専門能力開発制度（CPD）の履修状況を管理しており、年間40単位を満たしていない者は、監査に従事させないこととしています。

C) 当社は、監査実施者の教育・訓練に関する方針及び手続を定め、監査チームが監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を発揮できるように社内研修により不正に関する教育・研修の適切な機会を提供しております。

D) 社員の評価は、毎年「社員人事考課システムについて」を全社員に示し、当社の社員評価方法に従って評価が行われた結果をもって社員報酬が決定されています。社員評価方法においては各社員の監査品質の程度が適切であるかどうかを加味した評価をしています。また、社員報酬の決定過程が適切であるかどうかの意見を独立した第三者の監事に聞いています。また、職員の人事考課は、毎年、人事考課方法に関して全従業員を対象に説明を行い、偏りがないように複数人による評価を行っています。

④ 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当社は、監査上の諸問題解決に必要であると判断された結果、専門的な見解の問合せを行う場合があります。この場合、監査チームは審査員と協議の上、問合せを実施しますが、その方針及び手続については、「専門的な見解の問合せマニュアル」に定められています。

監査チームは、審査時点で監査意見が変更にならないように十分留意して、専門

的な見解の問合せを実施しています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、専門的な見解の問合せの対応者との間又は監査業務に係る審査員との間で、監査上の判断の相違が生じたときには、「審査規程」に記載された方法及び手続に従って解決を図っています。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当社の全ての監査業務について、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、原則として審査を受審し、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないものとしています。

監査業務に係る審査に関する方針及び手続として、「審査規程」及び「審査マニュアル」において、審査担当者の適格性、審査時の実施事項、審査に関する文書化及びグループ監査の考慮事項を定めています。

また、当社では審査時間ガイドラインを定めており、監査計画時点から意見表明までの各段階に応じ、会社の規模や監査の種類その他の区分により目安としての審査時間を示し、十分な審査時間を確保することを要請しています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当社は、特定社員制度を採用しておりますが、特定社員は監査証明業務を執行してはならないと規定しております。また、社員会及び理事会のメンバーのうち、特定社員の占める割合を25パーセント以下としております。

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

2023年12月（通常レビュー）

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当社の理事長三浦昭彦は、当社の第43期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）における業務の品質管理の方針策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の13に規定する業務を公認会計士と共同で行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

- (3) 当該業務上の提携の内容
該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
Kreston International Ltd.

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
2015年10月

- (3) 当該業務上の提携の内容
メンバーファームとして、当社のクライアントの海外子会社のうち重要な構成単位に対する監査依頼を中心とした業務提携

- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取り決めの概要

Kreston International Ltd.のメンバーファームとして、レターヘッドや名刺に表記することが許可されるとともに、ロゴマークの使用も許可されています。

ただし、Kreston International Ltd.の監査メソロジー等の使用は強制されていません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
50人	1人	51人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
理事会	理事会規程による意思決定事項	8人	一人	8人
社員会	社員会規程による意思決定事項	50人	1人	51人

(注) 理事会の構成員は代表社員であり、社員会の構成員でもあります。

三. 事務所の概況

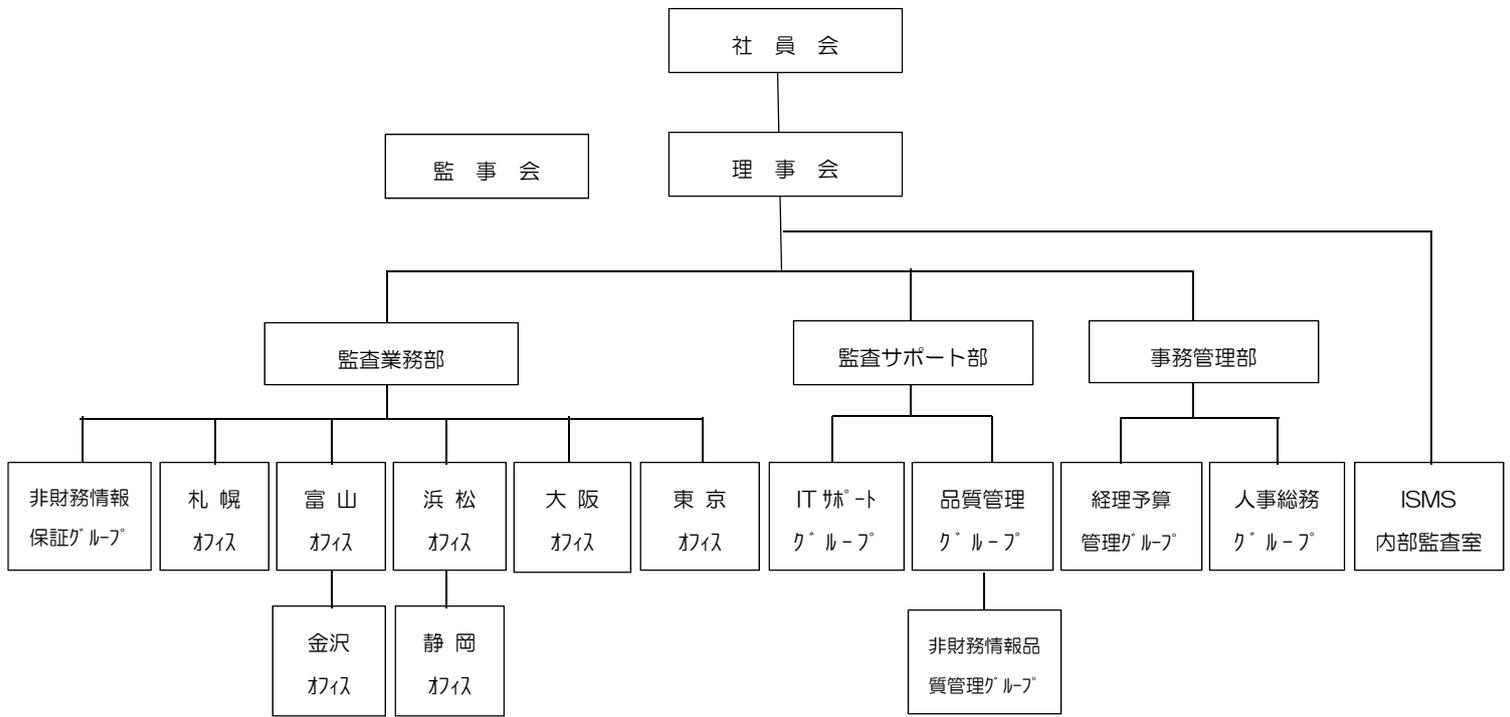
名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数						
		社員		使用人の数				計
		公認 会計士	特定 社員	公認 会計士	公認会計 士試験 合格者等	監査補助 アシスタ ント等	その他の 事務職員 等	
(主) 東京オフィス	東京都新宿区西 新宿一丁目23 番3号	40人	1人	25人 (9)	34人 (-)	26人 (-)	12人 (2)	138人 (11)
(従) 浜松オフィス	静岡県浜松市中 央区鍛冶町 140番地	2人	-	2人 (6)	4人 (-)	3人 (-)	一人 (-)	11人 (6)
(従) 札幌オフィス	北海道札幌市中 央区北一条東二 丁目5番地2	4人	-	一人 (4)	2人 (-)	1人 (-)	一人 (-)	7人 (4)
(従) 大阪オフィス	大阪府大阪市 中央区谷町一丁目 2番6号	2人	-	2人 (2)	6人 (-)	1人 (-)	一人 (-)	11人 (2)
(従) 富山オフィス	富山県富山市本 町9番10号	2人	-	1人 (6)	一人 (-)	2人 (-)	一人 (-)	5人 (6)
計		50人	1人	30人 (27)	46人 (-)	33人 (-)	12人 (2)	172人 (29)

- (注) 1. 括弧書きは、非常勤職員で外数であります。
2. 上記のほかに浜松オフィスの従たる事務所で支店登記していない静岡オフィス及び金沢オフィスがありますが、静岡オフィスの人員は、浜松オフィスに含めて表示しており、金沢オフィスの人員は富山オフィスに含めて表示しております。

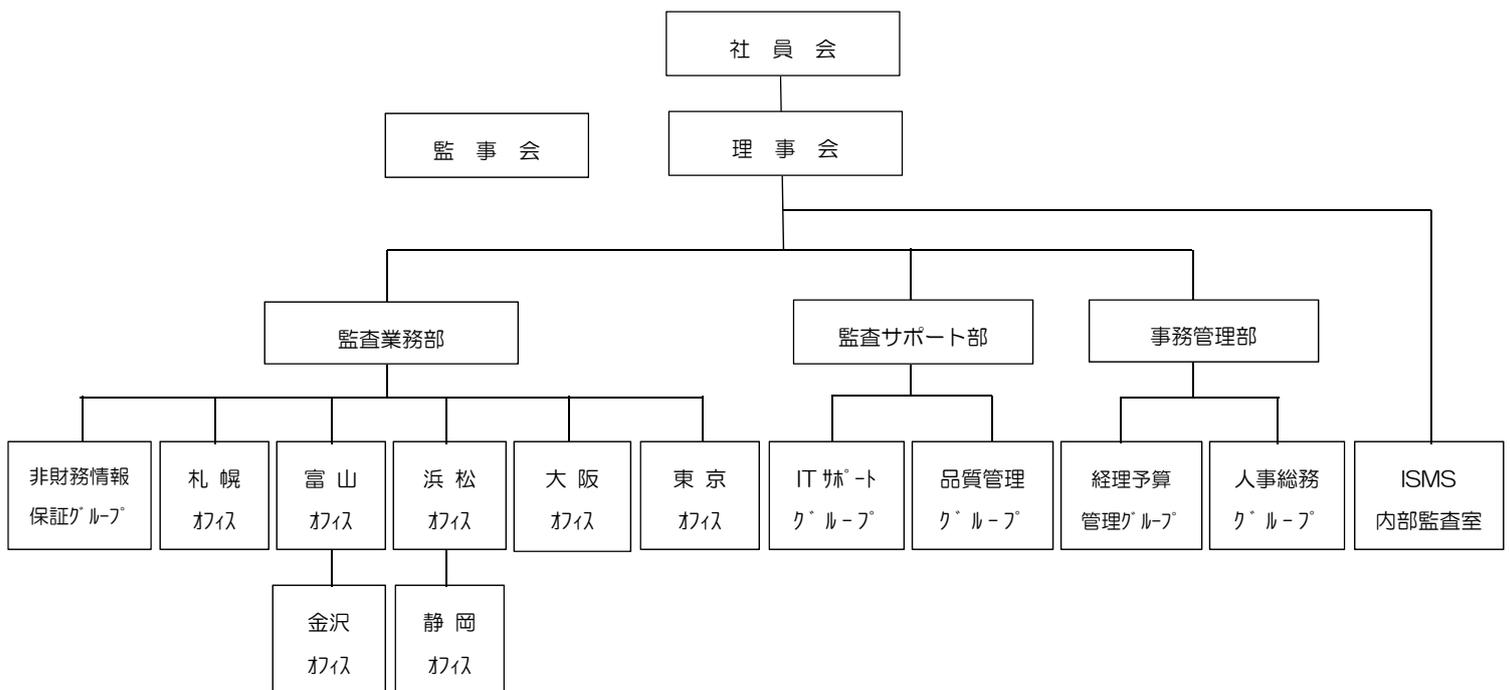
四. 監査法人の組織の概要

組織図

2024年6月30日現在



(参考) 2024年8月30日現在



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第42期 (2022年7月1日から 2023年6月30日まで)	第43期 (2023年7月1日から 2024年6月30日まで)
売上高		
監査証明業務	1,988,155	2,287,867
非監査証明業務	80,206	57,153
合 計	2,068,361	2,345,020

2. 直近の二会計年度の計算書類

別添のとおりであります。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付のとおりであります。

4. 供託金等の額

(単位：千円)

公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額	102,000千円
供託所へ供託した供託金の額(金銭及び有価証券の額)	100,000千円
保証委託契約の契約金額	—
有限責任監査法人責任保険契約の填補限度額(1事故/ 期間中)	—

2024年6月30日に社員数が51名となり、公認会計士法施行令第25条に規定する供託金の額より一時的に不足しておりますが、2024年7月12日に10,000千円の追加供託をしており、2024年7月12日時点での供託した供託金の額は110,000千円となっております。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

- (1) 丸善CHIホールディングス株式会社
- (2) 株式会社エコス
- (3) 株式会社ジオコード
- (4) 株式会社ジェーソン
- (5) 株式会社宇野澤組鐵工所
- (6) 科研製薬株式会社
- (7) 株式会社河合楽器製作所
- (8) 株式会社小糸製作所
- (9) 株式会社重松製作所
- (10) 大日本印刷株式会社
- (11) 滝沢ハム株式会社
- (12) 株式会社 TORICO
- (13) 株式会社ティラド
- (14) 株式会社東光高岳
- (15) ニチモウ株式会社
- (16) 日産東京販売ホールディングス株式会社
- (17) 日本化学産業株式会社
- (18) 日本ピグメント株式会社
- (19) 株式会社ヤマザキ
- (20) ロンシール工業株式会社
- (21) 株式会社パピレス
- (22) 株式会社ナカヨ
- (23) 株式会社ディー・エム・エス
- (24) 株式会社光陽社
- (25) 株式会社ロジネットジャパン
- (26) タカラスタANDARD株式会社
- (27) リズム株式会社
- (28) 株式会社精工技研
- (29) ナラサキ産業株式会社
- (30) 株式会社ニッピ
- (31) 日本プリメックス株式会社
- (32) 株式会社桜井製作所
- (33) アゼアス株式会社
- (34) 三光合成株式会社
- (35) タケダ機械株式会社
- (36) 東洋電機製造株式会社
- (37) アトムリビンテック株式会社
- (38) 株式会社ファーストロジック
- (39) 株式会社アビスト
- (40) SCAT 株式会社
- (41) 株式会社ティムコ
- (42) 株式会社パイロットコーポレーション
- (43) 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
- (44) 岡部株式会社
- (45) フロイント産業株式会社
- (46) トーソー株式会社
- (47) 株式会社マキヤ

- (48) 株式会社コラボス
- (49) イワブチ株式会社
- (50) 株式会社ヒップ
- (51) 株式会社歯愛メディカル
- (52) 田中精密工業株式会社
- (53) 株式会社ユニリタ
- (54) 株式会社タカキタ
- (55) 株式会社アルマード
- (56) 高砂鐵工株式会社
- (57) 株式会社大冷
- (58) 株式会社ホクリヨウ
- (59) 株式会社毎日新聞社
- (60) 全管協れいわ損害保険株式会社
- (61) 国立大学法人旭川医科大学
- (62) 北海道公立大学法人札幌医科大学

<別添>

第43期

計算書類

〔 2023年7月 1日から
2024年6月30日まで 〕

アーク有限責任監査法人

貸借対照表

(単位：千円)

科目	前会計年度	当会計年度	科目	前会計年度	当会計年度
	(2023年6月30日)	(2024年6月30日)		(2023年6月30日)	(2024年6月30日)
【資産の部】			【負債の部】		
流動資産	454,717	558,769	流動負債	239,644	315,210
現金及び預金	366,224	462,284	一年内返済予定長期借入金	42,356	35,692
業務未収入金及び契約資産	47,037	79,888	未払金	67,101	95,405
未成業務支出金	1,933	901	未払法人税等	1,643	35,737
未収還付法人税等	19,794	—	未払消費税等	32,591	54,899
その他流動資産	20,037	16,195	契約負債	41,211	53,876
貸倒引当金	△310	△500	預り金	45,241	28,849
固定資産	196,825	209,167	賞与引当金	9,500	10,750
有形固定資産	59,759	52,069	固定負債	234,437	226,132
建物附属設備	42,569	39,322	長期借入金	90,592	54,900
器具及び備品	17,190	12,747	職員退職給付引当金	25,565	33,180
無形固定資産	3,666	11,486	社員等退職慰労引当金	100,020	119,792
ソフトウェア	3,424	1,847	その他固定負債	18,260	18,260
ソフトウェア仮勘定	—	9,397	負債合計	474,081	541,342
その他	241	241	【純資産の部】		
投資その他の資産	133,399	145,611	社員資本	177,460	226,594
長期預け金	90,000	100,000	資本金	50,000	80,000
繰延税金資産	13,595	16,974	資本剰余金	71,883	53,883
その他	29,803	28,636	資本準備金	63,000	45,000
			その他資本剰余金	8,883	8,883
			利益剰余金	55,576	92,710
			その他利益剰余金	55,576	92,710
			繰越利益剰余金	55,576	92,710
			純資産合計	177,460	226,594
資産合計	651,542	767,936	負債及び純資産合計	651,542	767,936

損益計算書

(単位：千円)

科目	前会計年度 (2022年7月1日から2023年6月30日)		当会計年度 (2023年7月1日から2024年6月30日)	
	業務収入		2,068,361	
業務費用				
人件費	1,659,284		1,877,113	
賃貸施設関連費用	116,663		117,519	
研修関連費用	9,915		13,633	
IT及び通信費	91,674		98,045	
その他業務費用	160,087		166,953	
合計	2,037,626		2,273,265	
期首未成業務支出金	4,810		1,933	
期末未成業務支出金	△1,933	2,040,503	△901	2,274,298
営業利益		27,858		70,722
営業外収益				
受取利息	4		4	
その他営業外収益	314	318	297	301
営業外費用				
支払利息	1,552		1,145	
寄付金	739		100	
その他営業外費用	321	2,613	284	1,530
経常利益		25,564		69,493
特別損失				
固定資産除却損	12,795	12,795	—	—
税引前当期純利益		12,769		69,493
法人税、住民税及び事業税		2,108		35,738
法人税等調整額		3,462		△3,379
当期純利益		7,197		37,133

社員資本等変動計算書

前会計年度（2022年7月1日から2023年6月30日まで）

（単位：千円）

	社 員 資 本						社 員 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	50,000	37,000	8,883	45,883	48,378	48,378	144,262	144,262
当期変動額								
社員出資金増加	—	29,000	—	29,000	—	—	29,000	29,000
社員出資金減少	—	△3,000	—	△3,000	—	—	△3,000	△3,000
当期純利益	—	—	—	—	7,197	7,197	7,197	7,197
当期変動額合計	—	26,000	—	26,000	7,197	7,197	33,197	33,197
当期末残高	50,000	63,000	8,883	71,883	55,576	55,576	177,460	177,460

当会計年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

（単位：千円）

	社 員 資 本						社 員 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	50,000	63,000	8,883	71,883	55,576	55,576	177,460	177,460
当期変動額								
資本剰余金から 資本金への振替	30,000	△30,000	—	△30,000	—	—	—	—
社員出資金増加	—	22,000	—	22,000	—	—	22,000	22,000
社員出資金減少	—	△10,000	—	△10,000	—	—	△10,000	△10,000
当期純利益	—	—	—	—	37,133	37,133	37,133	37,133
当期変動額合計	30,000	△18,000	—	△18,000	37,133	37,133	49,133	49,133
当期末残高	80,000	45,000	8,883	53,883	92,710	92,710	226,594	226,594

注記表

前会計年度 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)	当会計年度 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)
<p>当社の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。</p>	<p>当社の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。</p>
<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p>	<p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 出資金は移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(2) 未成業務支出金は個別法による原価法によっております。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産・・・定率法</p> <p>ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、耐用年数は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産・・・定額法</p> <p>なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、ソフトウェア（社内利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>同左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当会計年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) 職員退職給付引当金</p> <p>職員の退職金の支給に備えるため、当会計年度末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)に基づき計上しております。</p> <p>(4) 社員等退職慰労引当金</p> <p>社員等の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 職員退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 社員等退職慰労引当金 同左</p>
<p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業</p>	<p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>同左</p>

前会計年度 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)	当会計年度 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)																																																												
<p>における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>取引の対価は履行義務を充足してから概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。</p> <p>監査業務及び一部のその他業務は、業務の進捗に応じて履行義務を充足していくと判断しております。そのため、原則として履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度は見積総費用に対する実際の発生費用の割合に基づき算定しております。</p>																																																													
<p>II. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">45,067 千円</p>	<p>II. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">54,207 千円</p>																																																												
<p>III. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">監査収入</td> <td style="text-align: right;">1,988,155 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他収入</td> <td style="text-align: right;">80,205 千円</td> </tr> </table>	監査収入	1,988,155 千円	その他収入	80,205 千円	<p>III. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">監査収入</td> <td style="text-align: right;">2,287,867 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他収入</td> <td style="text-align: right;">57,153 千円</td> </tr> </table>	監査収入	2,287,867 千円	その他収入	57,153 千円																																																				
監査収入	1,988,155 千円																																																												
その他収入	80,205 千円																																																												
監査収入	2,287,867 千円																																																												
その他収入	57,153 千円																																																												
<p>V. 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">社員等退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">33,606 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">職員退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">7,830</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">長期未払金</td> <td style="text-align: right;">4,791</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">3,670</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">8,180</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">4,930</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63,010</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">将来減算一時差異等の合</td> <td style="text-align: right;">47,742</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計に係る評価性引当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額小計</td> <td style="text-align: right;">47,742</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,268</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">△1,672</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金負債小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△1,672</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">13,595</td> </tr> </table>	繰延税金資産		社員等退職慰労引当金	33,606 千円	職員退職給付引当金	7,830	長期未払金	4,791	賞与引当金	3,670	資産除去債務	8,180	その他	4,930	繰延税金資産小計	63,010	将来減算一時差異等の合	47,742	計に係る評価性引当額		評価性引当額小計	47,742	繰延税金資産合計	15,268	繰延税金負債		未収還付事業税	△1,672	繰延税金負債小計	△1,672	繰延税金資産の純額	13,595	<p>IV. 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">社員等退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">41,448 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">職員退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">10,785</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">長期未払金</td> <td style="text-align: right;">4,933</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">4,277</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">9,008</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">3,663</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3,853</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">77,970</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">将来減算一時差異等の合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計に係る評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">60,995</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額小計</td> <td style="text-align: right;">60,995</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,974</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">16,974</td> </tr> </table>	繰延税金資産		社員等退職慰労引当金	41,448 千円	職員退職給付引当金	10,785	長期未払金	4,933	賞与引当金	4,277	資産除去債務	9,008	未払事業税	3,663	その他	3,853	繰延税金資産小計	77,970	将来減算一時差異等の合		計に係る評価性引当額	60,995	評価性引当額小計	60,995	繰延税金資産合計	16,974	繰延税金資産の純額	16,974
繰延税金資産																																																													
社員等退職慰労引当金	33,606 千円																																																												
職員退職給付引当金	7,830																																																												
長期未払金	4,791																																																												
賞与引当金	3,670																																																												
資産除去債務	8,180																																																												
その他	4,930																																																												
繰延税金資産小計	63,010																																																												
将来減算一時差異等の合	47,742																																																												
計に係る評価性引当額																																																													
評価性引当額小計	47,742																																																												
繰延税金資産合計	15,268																																																												
繰延税金負債																																																													
未収還付事業税	△1,672																																																												
繰延税金負債小計	△1,672																																																												
繰延税金資産の純額	13,595																																																												
繰延税金資産																																																													
社員等退職慰労引当金	41,448 千円																																																												
職員退職給付引当金	10,785																																																												
長期未払金	4,933																																																												
賞与引当金	4,277																																																												
資産除去債務	9,008																																																												
未払事業税	3,663																																																												
その他	3,853																																																												
繰延税金資産小計	77,970																																																												
将来減算一時差異等の合																																																													
計に係る評価性引当額	60,995																																																												
評価性引当額小計	60,995																																																												
繰延税金資産合計	16,974																																																												
繰延税金資産の純額	16,974																																																												
<p>VI. 金融商品に関する注記</p>	<p>V. 金融商品に関する注記</p>																																																												

前会計年度 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)	当会計年度 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)																								
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、公認会計士法第2条第1項に関する業務を行うための事業計画に照らして、必要と認められる資金を銀行借入金により調達しております。一時的な余剰資金は、金融資産の運用は行わない方針であります。</p> <p>また、長期預け金は当社が有限責任監査法人のため、法務局へ差し入れている供託金であります。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>営業債権である業務未収入金は、クライアントの信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、その大半が1か月程度の支払期日ではありますが、銀行からの借入金は長期の約定による返済であります。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>当社は信用リスクの程度を監査契約時等に検討しており、契約書に基づく債権管理を行っております。また、銀行からの借入に際しては、金融市場動向を注視しつつ契約を行っており、デリバティブ契約は行わない方針であります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2023年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表 計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)長期預け金</td> <td style="text-align: center;">90,000</td> <td style="text-align: center;">80,665</td> <td style="text-align: center;">△9,334</td> </tr> <tr> <td>(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金</td> <td style="text-align: center;">132,948</td> <td style="text-align: center;">131,790</td> <td style="text-align: center;">△1,157</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「現金及び預金」、「業務未収入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。</p> <p>(注) 2 長期預け金の時価は、その将来キャッシュ・フローを見積り、その信用リスクを加味した割引率で割り引いて算定しております。</p> <p>(注) 3 長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で</p>		貸借対照表 計上額	時価	差額	(1)長期預け金	90,000	80,665	△9,334	(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金	132,948	131,790	△1,157	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2024年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">貸借対照表 計上額</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)長期預け金</td> <td style="text-align: center;">100,000</td> <td style="text-align: center;">80,307</td> <td style="text-align: center;">△19,692</td> </tr> <tr> <td>(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金</td> <td style="text-align: center;">90,592</td> <td style="text-align: center;">90,075</td> <td style="text-align: center;">△516</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 同左</p> <p>(注) 2 同左</p> <p>(注) 3 同左</p>		貸借対照表 計上額	時価	差額	(1)長期預け金	100,000	80,307	△19,692	(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金	90,592	90,075	△516
	貸借対照表 計上額	時価	差額																						
(1)長期預け金	90,000	80,665	△9,334																						
(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金	132,948	131,790	△1,157																						
	貸借対照表 計上額	時価	差額																						
(1)長期預け金	100,000	80,307	△19,692																						
(2)一年内返済予定長期借入金及び長期借入金	90,592	90,075	△516																						

前会計年度 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)		当会計年度 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)																													
<p>市場金利を反映し、また、実行後信用状態は大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。</p>																															
<p>(注) 4 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)</p>		<p>(注) 4 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 5年以内</th> <th>5年超 10年以内</th> <th>10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期預け金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>90,000</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	長期預け金	—	—	—	90,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 5年以内</th> <th>5年超 10年以内</th> <th>10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期預け金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	長期預け金	—	—	—	100,000								
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																											
長期預け金	—	—	—	90,000																											
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																											
長期預け金	—	—	—	100,000																											
<p>(注) 5 長期借入金の決算日以降の返済予定額 (単位：千円)</p>		<p>(注) 5 長期借入金の決算日以降の返済予定額 (単位：千円)</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金</td> <td>42,356</td> <td>35,692</td> <td>21,660</td> <td>20,016</td> <td>11,636</td> <td>1,588</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	長期借入金	42,356	35,692	21,660	20,016	11,636	1,588		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金</td> <td>35,692</td> <td>21,660</td> <td>20,016</td> <td>11,636</td> <td>1,588</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	長期借入金	35,692	21,660	20,016	11,636	1,588	—
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																									
長期借入金	42,356	35,692	21,660	20,016	11,636	1,588																									
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																									
長期借入金	35,692	21,660	20,016	11,636	1,588	—																									
<p>VII. 収益認識に関する注記</p> <p>「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。</p>		<p>VI. 収益認識に関する注記</p> <p>同左</p>																													
<p>VIII. その他</p> <p>記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。</p>		<p>VII. その他</p> <p>同左</p>																													

附属明細書

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度（2022年7月1日から2023年6月30日まで）

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物附属設備	40,926	6,521	1,091	3,788	42,569	9,612	52,181
	器具及び備品	29,713	7,433	11,703	8,252	17,190	35,454	52,644
	計	70,640	13,955	12,795	12,041	59,759	45,067	104,826
無形固定資産	ソフトウェア	6,020	300	—	2,895	3,424	/	/
	その他	241	—	—	—	241		
	計	6,262	300	—	2,895	3,666		

当会計年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物附属設備	42,569	749	—	3,996	39,322	13,609	52,931
	器具及び備品	17,190	1,595	0	6,038	12,747	40,598	53,345
	計	59,759	2,345	0	10,035	52,069	54,207	106,276
無形固定資産	ソフトウェア	3,424	319	—	1,896	1,847	/	/
	ソフトウェア仮勘定	—	9,397	—	—	9,397		
	その他	241	—	—	—	241		
	計	3,666	9,716	—	1,896	11,486		

(2) 引当金の明細

前会計年度（2022年7月1日から2023年6月30日まで）

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	250	310	—	250	310
賞与引当金	8,700	9,500	8,700	—	9,500
職員退職給付引当金	26,989	8,923	10,347	—	25,565
社員等退職慰労引当金	97,185	2,835	—	—	100,020

（注）貸倒引当金の当期減少額その他の金額は、前期計上額の洗替による取崩額であります。

当会計年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	310	500	—	310	500
賞与引当金	9,500	10,750	9,500	—	10,750
職員退職給付引当金	25,565	12,611	4,996	—	33,180
社員等退職慰労引当金	100,020	24,839	5,067	—	119,792

（注）貸倒引当金の当期減少額その他の金額は、前期計上額の洗替による取崩額であります。

(3) 業務費用の明細

(単位：千円)

科目	前会計年度		当会計年度	
	(2022年7月1日から2023年6月30日まで)		(2023年7月1日から2024年6月30日まで)	
人件費				
報酬給与	1,278,353		1,424,659	
従業員賞与	102,258		104,350	
賞与引当金繰入額	9,500		10,750	
退職給付費用	8,923		12,611	
社員等退職慰労引当金繰入額	2,835		24,839	
法定福利費	163,895		178,036	
福利厚生費	32,399		39,479	
採用活動費	11,257		10,052	
出向者負担金受入額	△14,358		△14,427	
その他人件費	64,220	1,659,284	86,763	1,877,113
賃貸施設関連費用				
賃借料	97,190		100,310	
減価償却費	12,041		10,035	
敷金償却費	2,301		1,564	
その他施設関連費用	5,129	116,663	5,608	117,519
研修関連費用				
研修費	6,030		9,177	
その他研修関連費用	3,885	9,915	4,455	13,633
IT及び通信費				
情報システム関連費用	44,463		48,668	
通信費	44,255		53,421	
減価償却費	2,895		1,896	
その他IT及び通信費	60	91,674	60	98,045
その他業務費用				
運賃保管料	4,768		4,130	
広告宣伝費	1,246		6,601	
交際費	4,729		6,584	
旅費交通費	46,258		54,490	
消耗品費	6,825		6,098	
事務用品費	6,361		6,934	
保険料	4,318		4,674	
支払手数料	6,931		17,215	
諸会費	30,834		33,040	
業務委託費	20,945		15,929	
その他	26,866	160,087	11,253	166,953
合計		2,037,626		2,273,265

独立監査人の監査報告書

2024年8月6日

アーク有限責任監査法人
理事長 三浦 昭彦 様

児玉公認会計士事務所
東京都新宿区

公認会計士 児玉 修

監査意見

私は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、アーク有限責任監査法人の2023年7月1日から2024年6月30日までの第43期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち計算書類及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切

であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、理事長に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アーク有限責任監査法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上